

医療費通知（医療費のお知らせ）を確認してください

国民健康保険（国保）加入者に、年6回（2カ月ごと）医療費通知を送っています。これは、治療などにかかった医療費に間違いがないかを確認し、健康や医療への関心を高めるためのものです。

医療費は、皆さんが納めている国民健康保険税と国や県からの交付金などで賄われています。医療費通知を参考に受診状況を振り返り、医療費の適正化につなげましょう。

医療費控除を受ける際に利用できません

所得申告で医療費控除を受ける場合は医療費通知が利用できません。

ただし、11月・12月診療分の医療費通知は3月上旬に発送します。

そのため医療費控除の対象となるものについては、領収書を利用し、「医療費控除に関する明細書」の作成が必要です。詳しくは、筑紫税務署（☎（923）1400）に問い合わせてください。

また、マイナポータルで令和3年9月診療分以降の医療費情報を閲覧できます。

高額療養費の申請について

国保の加入者が病院で1カ月に一定額（自己負担限度額）以上の医療費を支払ったときは、申請により所得に応じて医療費の一部が返ってきます。

支給簡素化の手続きを行うと、2回目以降は申請が不要となり、高額療養費を自動で指定口座に振り込みます。

簡素化の申請対象者

申請書記載の同意事項に同意する世帯主

申請方法

高額療養費の該当世帯には、毎月「支給申請のご案内」を送付しています。同封の申請書兼同意書（簡素化対象世帯用）を国保年金課に提出してください。郵送でも申請できます。

支給方法

申請書に記入の口座へ振り込みます。
支給金額や振込日については、「支給決定通知書」を発送します。当てはまらない場合は、通知書の送付はありません。

※自動振込日は、高額療養費の対象となった診療月の4カ月後が目安となります。

※支給簡素化の手続きを希望しない場合、原則該当月ごとに申請書と領収書を提出する必要があります（領収書の原本は後日返却します）。

問い合わせ先

国保年金課

☎（580）1952



後期高齢者医療の医療費通知を送付します

後期高齢者医療被保険者への医療費通知の送付

福岡県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療被保険者あてに年3回（7月、11月、翌年2月）医療費通知（圧着はがき）を発行しています。

医療費通知の送付時期

- ◇令和7年2月中旬 令和6年8月～11月診療分
- ◇令和7年7月末 令和6年12月～令和7年3月診療分
- ◇令和7年11月末 令和7年4月～7月診療分

※医療機関からの医療費データの送付時期により、本通知に記載されていないことがあります。また、確定申告などの医療費控除の明細書として使用する場合は、領収証などを確認して利用してください。

問い合わせ先

国保年金課医療担当

☎（580）1847

福岡県後期高齢者医療広域連合

☎（651）3111